

放送大学学園法施行令

(昭和56年6月11日 政令第230号)

改正 昭和59年政229、昭和63年政197、平成12
年政164・政308、平成14政303

内閣は、放送大学学園法（昭和56年法律第80号）第4条第6項及び第12条第1号の規定に基づき、この政令を制定する。

(評価委員の任命)

第1条 放送大学学園法（以下「法」という。）第4条第5項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

- 一 総務省の職員 1人
- 二 財務省の職員 1人
- 三 文部科学省の職員 1人
- 四 放送大学学園の役員 1人
- 五 学識経験のある者 1人

(評価額の決定)

第2条 評価額は、評価委員の過半数の一致によつて定める。

(評価に関する庶務)

第3条 評価に関する庶務は、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課において処理する。

(教育公務員の範囲)

第4条 法第12条第1号の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による国立又は公立の大学の学長、副学長、学部長又は教授の職にある者。
- 二 教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第11条に規定する者で前号に掲げる者に準ずるもの

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月28日政令第229号）

この政令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月17日政令第197号）抄

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日政令第164号）抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月7日政令第308号）抄

(施行期日)

第1条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成14年10月2日政令第303号）抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成15年4月1日から施行する。